

長崎市とイオン株式会社との包括連携協定書

長崎市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、長崎市内における地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資するため、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源や機能等を有効に活用した協働による活動（以下「連携事項」という。）を推進し、幅広い分野で相互に連携・協力することで、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- デジタルを活用した地域貢献に関すること
- 地域・暮らしの支援に関すること
- 子育て・教育の支援に関すること
- 福祉と健康のまちづくりに関すること
- 環境・防災に関すること
- 安全・安心に関すること
- 地域の活性化及び生活利便性の向上に関すること
- 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

（連携の推進）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる連携事項の円滑な推進を図るため、連絡調整に関する担当部署を定める。

- 甲及び乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、実績を共有する。
- 甲及び乙は、連携・協力の効果が上がるように、継続的に協議を行う。

（連携の範囲）

第4条 乙は、甲との協議により、第2条各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定により相手方に開示する情報等のうち、秘密である旨指定された情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の書面による同意がない限り、第三者に開示し、又は第1条に定める目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- 相手方から開示を受ける前に既に公知がなされたもの
- 相手方から開示を受ける前に既に自ら保有していたもの
- 開示を受けた側の当事者の責によらずに公知となったもの
- 開示を受けた側の当事者が後に秘密保持の義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
- 法令による開示を求められたもの
- 前各号に定めるもののほか、甲及び乙が協議の上、開示することが適当と認められるもの

- 甲及び乙は、前項の秘密情報について、善良なる管理者の注意を持って管理し、及び保管しなければならない。
- 前2項の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協定の変更）

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解除又は解約）

第8条 甲は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、包括連携協定を解除することができる。

- 乙が裏面に掲げる禁止事項のいずれかに該当することになった場合
- その他甲が特に必要と認める場合

2 甲及び乙は、天災その他いずれの責めにも帰さない事由により、連携事業の実施が困難と判断した場合には、当該協定の解約を申し出ることができる。ただし、連携事業が天災等の際の実施を目的とする場合を除く。

（疑義の決定）

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定する。

甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和8年6月2日

甲 長崎市魚の町4番1号
長崎市
代表者 長崎市長 鈴木 史朗

乙 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
代表執行役社長 吉田 昭夫

第8条関連

1 禁止事項

- (1) 法令等に違反する行為を行ったもの又はこれに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされているもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされたものであつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）
- (5) 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）又は暴力団員事務所（長崎市暴力団排除条例（平成23年条例第38号）第2条3号に規定する施設又は施設の区画）の関与が認められるもの
- (6) 長崎市税、法人事業税（長崎県分に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納又は未申告であるもの
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、市から公の施設の指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取り消され、又は当該業務の全部若しくは一部を停止されているもの
- (9) 協定に定める連携事業の実施に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けているもの
- (10) 「長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けているもの
- (11) 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの
- (12) 包括連携協定に基づき乙が実施する事業が、下記のいずれかに該当するもの
 - ア 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
 - イ 政治的又は宗教的目的を有するもの
 - ウ 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受ける必要があるもののうち、許可を受けていない役務、商品を提供するもの
 - エ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
 - オ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
 - カ 事業者等の利益誘導のおそれのあるもの
 - キ ギャンブルに係るもの（公営事業を除く。）
 - ク その他連携事業としてふさわしくないもの
- (13) その他連携協定又は包括連携協定の対象としてふさわしくないもの